

つくば市記者会 御中

発信日：令和6年（2024年）10月11日（金）

発信元：つくば市 こども部 幼児保育課

☐取材依頼 ☐周知依頼 ☐募集告知 ■その他

保育料特別徴収通知書の誤記載について

令和6年9月に発送した保育料特別徴収通知書の「児童手当等支払期日」（児童手当から滞納している保育料の特別徴収がなされる期日）の記載を誤る事案が発生しました。

なお、本件は保護者からの問い合わせで発覚しました。概要及び対応は以下のとおりです。

【発覚日時】 令和6年10月10日（木）

【誤記載の内容】

正：令和6年（2024年）10月

誤：令和6年（2024年）2月

【対象】 22件

【対応】

問い合わせいただいた保護者に対しては電話で謝罪し、特別徴収額の返還に関する手続きを進めています。また、その他21名の保護者に対しても電話で謝罪した後、謝罪文及び正しい通知書を送付する予定です。

【再発防止策】

複数の職員による内容確認を徹底し、再発防止に努めます。

※「保育料特別徴収」とは、児童手当法第22条の規定により、市町村長は滞納分の保育料について児童手当より特別徴収ができるものです。